

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成22年2月4日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	高	波	謙	二
同	岡	田	莊	史
同	塩	入		学

措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・前期）(21 監査第 45 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 計画、設計及び積算について (報告書 3、4 ページ)</p> <p>(1) 設計・積算において、以下の違算や書類不備が散見された。 今後はこのようなことのないよう、積算基準の理解と発注前の十分な審査体制の確立を要望する。</p> <p>①数量計算において、積算基準で統一されている数値基準どおりに端数処理をしていない事例や、土量換算係数を考慮していない事例があった。 (戸隠支所・農業土木課・道路課・河川課・維持課・都市計画課・公園緑地課)</p>	<p>指摘事項については、課内研修の対象とするなど、担当者へ周知するとともに、発注前の審査体制を強化することで改善を図った。 (道路課)</p> <p>指摘事項については、課内会議を開催するなどして、担当者へ周知するとともに、統一基準（マニュアル）を作成し、発注前の審査体制の強化を図った。 (河川課)</p> <p>指摘事項については、課内研修（H21. 11. 6）を行い、担当者へ周知するとともに、発注前の審査体制を強化することで改善を図った。 (都市計画課)</p> <p>指摘事項については、担当者へ周知するとともに、発注前の審査体制を強化することで改善を図った。 (駅周辺整備局)</p> <p>設計担当者に対して、積算基準遵守の徹底を指示した。 また、設計書の事前審査について詳細に行う様に、再度指示、徹底を図った。 (戸隠支所)</p> <p>計算数値の端数処理単位は、県の積算基準で定められている。しかし、工種数が十分ではないので、より詳細な国の基準を配布して統一を図った。また、土工の変化率を考慮しない場合、土工量が多くなると積算額に影響するので、量の多少に関わらず、変化率を考慮した計算をするよう周知し、改善を図った。 (道路課)</p> <p>長野県標準歩掛の“数量基準等”と“土木工事数量算出要領（案）”に従い適正に算出するよう、平成 21 年 9 月 29 日に課内で会議を開催し統一した。 (河川課)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・前期）(21 監査第 45 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続く)</p> <p>②積算における適用単価日の設定誤りから、適正な単価が用いられていない事例があった。 (大岡支所・維持課・建築指導課・公園緑地課・駅周辺整備局・保健給食課)</p> <p>③工事場所や施工期間による現場条件の違いを設計工事費に反映させるための豪雪地域補正や冬期補正を考慮されていない事例があった。 (産業政策課・道路課・河川課・維持課・都市計画課・区画整理課・公園緑地課・下水道建設課)</p>	<p>計算数値の端数処理単位は、県の積算基準で定められている。県の基準に工種がないもので国の基準がある工種については、それを使い端数処理するよう統一を図った。 土工の変化率については、土量の多少に関わらず、変化率を考慮した計算をするよう周知し、改善を図った。 (都市計画課)</p> <p>積算における適用単価日の設定誤りから、適正な単価が用いられていない事例については、今後は留意すると共に、チェック体制の強化に努め、適正な単価を用いるように改善を図った。 (大岡支所)</p> <p>設計及び積算を 9 月に行ったが、予算流用及び決裁に手間がかかり、翌月の起工伺いになってしまい、10 月に単価改正があったことを見落とししてしまった。 よって設計及び積算を行ったら早期に起工伺いを行うよう改善を図った。 (駅周辺整備局)</p> <p>本件は、冬期間の施工に計上されるべき冬期補正や地区によっては必要な豪雪補正が加算されていなかったものである。設計書の積算に際しては、工事場所や施工時期を考慮して適正な補正を行うよう周知し、改善を図った。 (道路課)</p> <p>長野県標準歩掛に基づき、特別な場合以外は豪雪地域補正・冬期補正を見込むように平成 21 年 7 月 17 日に課内で会議を開催し統一した。 (河川課)</p> <p>本件は、工事が冬期間の施工になる場合計上されるべき冬期補正や地区によっては必要な豪雪補正が加算されていなかったものである。工事設計書の積算に際しては、工事場所や施工時期を考慮して適正な補正を行うよう周知し、改善を図った。 (都市計画課)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・前期）(21 監査第 45 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続く)</p> <p>④工場製作品を現地に設置する工事の積算において、積算システム（積算処理を行うためのコンピューター・システム）に誤ったコード番号を入力したため、設計工事費が誤っていた事例があった。 (河川課)</p> <p>⑤施工内訳表（単価表）に含まれている経費を別途計上しており、二重計上となっていた事例があった。 (鬼無里支所・道路課)</p> <p>⑦河川・水路工事において、設計・施工に必要な縦断図が設計図書に添付されていない事例があった。 (河川課・農業土木課)</p>	<p>当課の工事発注箇所は市街化区域内の平坦部のみであることから、豪雪地域補正や冬期補正は計上していなかったが、今回部内に設置されている担当補佐係長会議に諮るなかで、今後は統一を図ることとした。また、照査時におけるチェック体制を強化することで改善を図った。 (区画整理課)</p> <p>長野県標準歩掛に基づき、適正に積算するよう、平成 21 年 9 月 29 日に課内で会議を開催し統一した。 (河川課)</p> <p>左記指摘事項については、上平線道路改良工事のブロック積工設計時、施工内訳表（単価表）に含まれている目地工（3.2 m²/分）を別途計上したことによる原因であったため、ブロック積工出来高との調整により、改善を図った。 今後、このような事例を生じないように歩掛りの精査及び照査時のチェック体制を強化することで改善を図った。 (鬼無里支所)</p> <p>本件は、ブロック積の水抜工を 2 重計上したものである。積算システムの歩掛りの内容を確認しないで処理したため、事例が発生した。 経験が少ない工種の積算に際しては、特に注意が必要であり、積算システムの歩掛り内容を確認しながら作業を行うよう周知し、改善を図った。 (道路課)</p> <p>河川・水路工事においては、原則的に縦断図を作成するように、平成 21 年 11 月 27 日に課内で会議を開催し統一した。 (河川課)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・前期）(21 監査第 45 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 契約について (報告書 4 ページ)</p> <p>契約金額 50 万円以下の小規模工事において、同一現場における同工種の工事を分割発注した事例が見受けられた。</p> <p>業者発注の透明性や工事費の経済性を考慮し、競争原理を働かせるよう、適正な工事発注に努められたい。 (まちづくり推進課・体育課)</p> <p>3 監督日誌等について (報告書 5 ページ)</p> <p>監督日誌については、長野市契約規則第 47 条において、「監督職員は、(省略) 監督を行ったときは、その内容及び指示した事項その他必要な事項を記載した監督日誌を予算執行者に提出しなければならない。」とある。</p> <p>また、契約の手引き第 3 章 2 (3) では「監督職員は、(省略) 監督を行ったときは、「監督職員指示書」及び「工事施工協議書」等で明確にするとともに、その内容及び指示した事項等を記載した「監督日誌」を予算執行者に提出しなければならない。」とある。</p> <p>しかしながら、これらの書類が作成されているか確認できないものが多くあった。</p> <p>また、予算執行者である所属長等の必要な決裁がなされていないもの、「日誌」にもかかわらず一枚で複数月日の監督内容がまとめて記載されているものが見受けられるなど、所属や監督職員により異なって処理されていた。</p> <p>監督日誌、監督職員指示書及び工事施工協議書については、監督職務における重要な書類であることから、統一的に処理されるよう要望するとともに、実効性を高めるよう改めてその必要性について周知を徹底し、適正な事務執行が図られるよう望むものである。 (建築関連工事・土木関連工事・長野市建設技術委員会)</p>	<p>同一現場において工事を分割発注したのは、解体工事と内装中心の建築一般工事は別工種と判断したものである。</p> <p>今後は、「まちづくり推進課業者選定委員会」の厳正な審査を通して、公平かつ適正な工事発注に努めるものである。 (まちづくり推進課)</p> <p>監督職員は、設計図書により工事現場を把握し、工事が契約どおり施工されるよう監督を行ったときは、その日に監督日誌を作成し予算執行者に提出し決裁をうけるように改善を図った。 (豊野支所)</p> <p>工事監督職員に対して、工事監督を実施した際は監督日誌の作成を行うように指示し、適正な事務執行の徹底を図った。 (戸隠支所)</p> <p>左記指摘を受け現場へ赴いた時には、その都度監督日誌を作成し所属長の決裁を受け、原議に添付することで改善した。 (鬼無里支所)</p> <p>監督日誌等については、監督を行った都度、その内容及び指示した事項などを監督日誌に記載し、支所長に提出するよう改善を図った。 (大岡支所)</p> <p>監督日誌については、契約規則及び契約の手引きにその作成について明記されているにも拘らず、その重要性が認識されていなかったことが原因であったため、監督業務に携わる職員に対し、監督日誌の書式およびその必要性を認識させるとともに、監督業務を行なった場合には必ず監督員日誌を作成し、所属長の決裁を受けるよう周知することで改善を図った。 (森林整備課)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・前期）(21 監査第 45 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続く)</p>	<p>「監督日誌」等の整備は、県の完了検査でも指摘されている事項である。</p> <p>通常、各工事の変更・指示に関する契約者間の確認は「施工協議書」で行われるが、取り交し月日は、対象事例が発生した時点より遅れることが多い。このため、随時の確認は「監督員指示書」や「監督日誌」で行うこととなる。</p> <p>したがって、特に金額や重要な項目に関わる件については、現場で業者に交付する「監督員指示書」とともに「監督日誌」により、随時、所属長までの決裁を取るよう周知し、改善を図った。 (道路課)</p> <p>原則的に監督員日誌を作成するように、平成 21 年 11 月 27 日に課内会議を開催し統一した。 (河川課)</p> <p>監督職員は監督を行った時は、「監督職員指示書」及び「工事施工協議書」等で明確にするとともにその内容及び指示した事項等を記載した「監督日誌」を所属長に提出するよう周知徹底を図った。</p> <p>監督日誌の一枚で複数月日の内容がまとめて記載されている件については、指示書や協議書でその都度、所属長等の必要な決裁は受けており、内容が重複する日誌については、これまで「工期全体の監督事項の記録」としての位置づけであった。そのためにこのような形式で作成・提出されていたものである。</p> <p>「日誌」のため一枚で一日分の記載とするよう周知徹底し改善を図った。 (住宅課)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・前期）(21 監査第 45 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続く)</p>	<p>監督日誌について、「予算執行者である所属長等の必要な決裁がなされていないもの」は、建築課長は予算執行者ではないため、また、決裁事務を要する案件ではない（監督業務の報告）との判断によって処理していたことが、原因であったため、平成 21 年 10 月 9 日建築課職員を対象に研修会を行い、建築課長印の押印徹底をすることとし、改善を図った。</p> <p>また、「一枚で複数月日の監督内容がまとめて記載されているもの」は、監督日誌（様式第 19 号）、用紙の下に「(注) 必要に応じ適宜項目を加除して用いることができる。」の記載から、資源（用紙）の有効利用を図るよう、一枚の用紙に複数月日の監督内容を記載しても良いものとしていたのが原因であったため、平成 21 年 10 月 9 日建築課職員を対象に研修会を行い、一枚の用紙に複数月日を記載しないよう徹底をし、改善を図った。</p> <p>なお、監督日誌等の監督職務における書類についても、平成 21 年 10 月 9 日建築課職員を対象に研修会を行い、その必要性について周知した。</p> <p style="text-align: right;">(建築課)</p> <p>通常、各工事の変更・指示に関する契約者間の確認は「施工協議書」により行われる。しかし、取り交わし日は、対象事例が発生した時点より遅れることが多く、当日の確認は「監督員指示書」や「監督員日誌」で行うこととなる。</p> <p>したがって、特に金額や重要な項目に関わる事例については、「監督員指示書」とともに「監督員日誌」により、随時所属長の決裁を取るよう周知し、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(都市計画課)</p> <p>今回部内に設置されている担当補佐係長会議に諮り、長野市契約規則及び契約の手引きに則り、監督職員日誌の提出を課内統一事項として徹底することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(区画整理課)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・前期）(21 監査第 45 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続く)</p>	<p>監督日誌については、課内で作成していることは確認されたが、決裁や記載方法については統一されていなかったため、契約規則に基づいて決裁や監督日誌記載方法の処理するよう、課内で周知・徹底し、改善を図った。(平成 21 年 10 月 14 日)</p> <p>(まちづくり推進課)</p> <p>監督職員は、設計図書により工事現場を把握し、工事が契約どおり施工されるよう監督を行ったときは、その日に監督日誌を作成し予算執行者に提出し決裁をうけるように改善を図った。</p> <p>(駅周辺整備局)</p> <p>監督日誌等については、工事担当部署のみにその対応を委ねていたことがひとつの原因であったが、長野市建設技術委員会（事務局：検査課）が監督職員を対象に研修会（平成 21 年 8 月 6 日）を開催し周知するとともに、建設技術委員会（平成 21 年 10 月 20 日）において、関係所属長を通じて、作成の徹底を依頼することによって改善を図った。</p> <p>(長野市建設技術委員会)</p>